

64 学校給食方式と給食費

統合 合併時

- 給食方式並びに給食費は、6市町村とも現行のまま新市に引き継ぎます。
- 合併後、地域事情に配慮して給食単価やメニューの統一、食材の購入方法等を検討します。

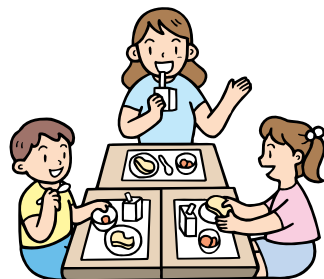
区 分	釧路市	釧路町	阿寒町	鶴居村	白糠町	音別町	新 市	
							合併時	合併後
小学校	1・6年生 41,478円 2～5年生 42,816円	1・6年生 38,000円 2～5年生 39,000円	39,140円	40,550円	39,780円	37,810円	現 行 ど お り	新 市 で 統 一 を 検 討 し ま す
中学校	1・2年生 48,776円 3年生 46,096円	1・2年生 45,825円 3年生 43,475円	1・2年生 46,740円 3年生 44,280円	43,550円	46,800円	1・2年生 43,875円 3年生 41,625円		

※平成15年4月1日現在

65 学校給食の体制

統合 合併時

- 当面、現行のまま新市に引き継ぎます。
- 合併後における給食方式の検討と併せて、調理員定数の適正化を検討する必要があります。
- 道職員の栄養士については、旧市町村での配置数の確保を北海道教育委員会に要請します。



66 道立高等学校

統合 合併時

- 現在の釧路第1学区(釧路市・釧路町・鶴居村)と釧路第2学区(阿寒町・白糠町・音別町)は、合併により同一学区となることが基本ですが、特に阿寒高校・白糠高校の存続及び定員確保について、北海道教育委員会へ強く要望します。

67 市町村立高等学校

統合 合併時

- 釧路市立の北陽高等学校と星園高等学校は、現行のまま新市に引き継ぎます。
- 学区は道立高等学校と同様に同一となりますが、北海道教育委員会との協議(調整)が必要です。

68 教育委員

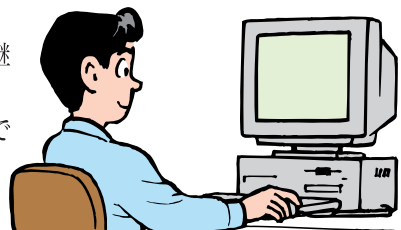
統合 合併時

- 現行制度のまま新市に引き継ぎます。
- 報酬月額は、新市において他の非常勤特別職を含め改めて定めます。

69 生涯学習・社会教育推進計画

統合 経過措置2年程度

- 6市町村の現行計画を地域計画として、そのまま新市に引き継ぎます。
- 新市において、その統合化と見直しを行い、合併後2年程度で新計画を策定します。



70 図書館の設置

統合 合併時

- 現行のまま新市に引き継ぎます。
- 6市町村それぞれで担当所管、運営方式及びサービス面で差異があることから、当面現状を維持しつつ、新市においてコンピュータシステムの一元化や現釧路市立図書館を本館とし各地域の図書館(室)を分館(室)とするなど、図書館システムの再構築を図る必要があります。

71 公民館の設置

統合 合併時

- 釧路町・阿寒町・白糠町の公民館は、現状の地域ごとの施設をそのままに存置し新市に引き継ぎます。
- 釧路市・鶴居村・音別町は、歴史的・地域的な背景から「その他社会教育施設」が設置された経緯を踏まえ、それらの既存施設での公民館活動が可能です。

72 女性団体

調整猶予 猶予期間1年程度

- 各団体への補助金は、現行のまま新市に引き継ぎます。なお、1年程度の猶予期間の中で補助制度について調整します。
- 新市において新たに女性連を発足し発展的統合化を図るとともに、各地域ごとの各女性団体は地域事情を考慮し存置して行く方向が望まれます。
- 各主要団体の活動内容は、それぞれの目的により差異がありますので、各団体間で統合について調整していただきます。

73 青少年問題協議会

統合 合併時

- 新市青少年問題協議会として、直ちに発足させます。
- 委員構成は、地域の実情を含めた構成とすることが望まれます。

74 芸術・文化団体

調整猶予 猶予期間1年程度

- 新市において新たに文化協会を発足し、6市町村の協会・協議会を加盟団体に位置づけます。
- 6市町村ごとの文化協会加盟団体(現行639団体)には類似するサークル等もありますので、条件が合致するならば統合化する方向も考えられます。
- 加盟団体の中には、それぞれ歴史的・伝統的なことから設立され、今日まで伝承されてきている経緯があることを踏まえ、地域に存続すべき団体もあります。



75 スポーツ団体

調整猶予 猶予期間1年程度

- 各団体は、現行のまま存続します。
- 新市において新たに体育協会を発足し、6市町村の協会を新体育協会の下部組織とする方法も考えられます。
- 6市町村ごとの体育協会加盟団体(現行128団体)には、それぞれの団体間で統合について調整していただくことが望まれます。

76 スポーツ施設の使用料

調整猶予 猶予期間5年程度

- 各施設の使用料は、現行のまま新市に引き継ぎます。
- スポーツ施設は多様な施設が存在しており、同様な施設でも料金体系が無料・有料の施設があるため現時点での統一した使用料の設定は期間的に困難です。5年程度の猶予期間を想定していますが、速やかに検討すべきと考えます。
- 新市において使用料減免の統一した基準を定める必要があります。



④ 産業・経済に関すること

16項目

77 農業経営の基盤強化

統合 合併時

- 新市で「農業経営基盤の強化に関する基本的な構想」及び「地域農業マスタープラン」を策定する必要があります。
- 継続事業は、新市に現行のまま引き継ぎます。

78 農業・畜産業の各種利子補給

統合 合併時

- 合併時までに完了する次の5つの制度は、調整不要です。
 - ・大家畜経営維持緊急融資資金利子補給
 - ・鶴居村酪農畜産緊急対策事業利子補給
 - ・生乳安定生産対策事業
 - ・農地保有合理化事業
 - ・緊急乳牛保留対策事業利子補給金(平成11年度)
- 道の施策に基づいて実施している次の5つの制度は、現行のまま新市に引き継ぎます。
 - ・酪農経営負債整理資金利子補給
 - ・大家畜経営体質強化利子補給
 - ・次世代農業者支援融資関連資金利子補給
 - ・大家畜経営活性化資金
 - ・農業経営基盤強化資金利子補給
- 鶴居村が実施している次の2つの制度は、一定期間利子補給を行い、経営の安定した農家経済の確立を図ることが目的ですので、現行のまま新市に引き継ぎます。
 - ・酪農基盤整備特別対策資金利子補給
 - ・雪害対策資金利子補給(平成12年、平成14年)

